

# 日本原子力研究開発機構の安全管理等に係る立入調査結果について

令和2年9月2日

防災・危機管理部原子力安全対策課

令和元年10月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター ガラス固化技術開発施設において発覚した保安管理物品の盗難事案を踏まえ、同年11月6日に知事から機構理事長に対して安全管理の徹底について要請し、本年7月14日に最終報告書の提出を受けた件について、県は、東海村とともに、令和2年8月31日に下記のとおり立入調査を実施しました。

## 記

### 1 実施日時

令和2年8月31日（月）13時30分 ～ 16時10分

### 2 実施者

県及び東海村

### 3 立入調査結果

#### (1) 確認事項

最終報告書に記載された以下の再発防止対策について、再処理廃止措置技術開発センターにおいては令和2年7月までに完了していること、核燃料サイクル工学研究所内及び機構全体での水平展開については令和3年3月末までに完了する予定であることを、聞き取り、関係書類及び現場調査により確認した。

- 管理区域からの物品搬出に関し、事前許可制とすることや、搬出時には第三者（警備員又は従業員）によるチェックを受けることを関係規定に明記すること。
- 警備員が常駐していない施設については、事前許可制に加え、第三者によるチェックが受けられない可能性のある管理区域の出入口において監視カメラを設置すること。
- 保安管理物品のうち、使用に即応性が求められない物品は鍵付きキャビネットに保管するなど保管方法を改善すること。
- 管理区域からの物品搬出時の放射線サーベイに関し、サーベイの省略について誤解を与える可能性のある表現を見直すこと。
- 保安管理物品の重要性に係る教育を実施すること。
- 月例点検に関し、当該月内で終了すること及び点検項目ごとに点検日を記録することについて、関係規定に明記すること。
- 保安管理物品の識別表示を実施すること。

- 10万円以上の物品について、物品管理を的確に行うことができるよう、必要な情報の整理（例えば「一式」ではなく内訳を示すなど）を行うこと。
- 10万円未満の情報端末について管理台帳を作成し、管理すること。また、換金性のある物品について、ラベル表示するなどにより換金性を低くする工夫をすること。
- 原子力機構に常駐する全ての請負企業に対し、今回の盗難事案に係る請負企業における再発防止対策を周知し、徹底を図るとともに、請負企業が自主的に行う発生防止のための取組について機構が確認すること。
- 業務請負契約の仕様書にコンプライアンス等の必要な社内教育を行うことを追記すること。
- 年間請負作業員とのコミュニケーション強化として、マネジメントオブザベーション（現場密着型の作業監視・評価）の観察事項に基本動作やコミュニケーションの促進を追加すること。

## （2）要請事項

- 核燃料サイクル工学研究所内及び機構全体での水平展開の進捗状況について、適時、説明すること。
- 今回の保安全管理物品の盗難事案をはじめ、過去の事故・トラブルから得られた教訓を踏まえ、機構全体として再発防止に係る取組を継続し、安全管理を徹底すること。